

北区成人の日記念事業景品協賛事業者募集要項

1 募集の趣旨

成人の日記念事業に対する興味関心を喚起させ、多様な取組を通じて、式典等開催に関するPR効果を高め、できるだけ多くの20歳を迎えた方（以下、「新成人」という）に式典等に参加してもらうよう、記念品協賛事業者の協力のもと、記念品の抽選を実施する。また、当選者のみへの配布にはなるが、平成11年度に廃止となった記念品の代替策としての意味も兼ねる。

なお、この抽選結果は、北区公式ホームページを確認することで、確認できることとする。

2 本事業の概要

本事業の概要は、次のとおりです。

- (1) 事業の実施主体は、区です。
- (2) 本事業では、事前にメールでご応募いただいた新成人を対象とし、北区公式ホームページで当選者番号を発表します。
- (3) 抽選に参加できる対象者は、区内在住の新成人です。

3 景品協賛事業者の登録

景品協賛事業者の登録については、次のとおりです。

- (1) 景品協賛事業者は、法人その他の団体又は事業を行う個人（以下「事業者」といいます。）であることとします。ただし、小売業又は卸売業を営む区外の事業者を除きます。
- (2) 以下のいずれかに該当する事業者は、登録対象から除外します。
 - ア 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
 - イ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者
 - ウ 成人の日のイメージを著しく阻害するおそれのある者
 - エ その他区が適当でないと思えた者

4 景品協賛事業者のメリット

景品協賛事業者となることで、以下のようなメリットがあると考えています。

- ・北区公式ホームページや北区公式 YouTube チャンネルを使用した成人の日記念式典オンライン配信等において、本事業の景品協賛事業者として紹介します。ホームページやYouTubeを見た利用者や、協賛景品に当選した利用者等の来店による新規顧客開拓や売上げの増加につながります。

5 募集期間

令和4年7月20日から同年10月31日

6 協賛景品の登録

協賛いただく景品は、以下のとおりとします。

- (1) 当選1件あたり市価（税込）が概ね500円相当以上の商品又はサービスの提供（飲食店における食事の提供、各種施設等の利用等）とし、抽選1回あたり10件分以上の数量をご提供いただけるものとします。
- (2) 当選1件あたり市価（税込）が概ね5,000円相当以上の商品又はサービスの提供（飲食店における食事の提供、各種施設等の利用等）の場合には、抽選1回あたりの件数について区と協議を行い決定します。
- (3) 以下のいずれかに該当するものは、協賛景品として登録できません。
 - ア 区のイメージを著しく阻害するおそれのあるもの
 - イ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の法令や条例に違反するもの
 - ウ 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
 - エ 公序良俗に反するもの、その他区が本事業の趣旨にそぐわないと判断したものの

7 景品の提供方法及び時期

- (1) 景品の提供方法は、以下のとおりとします。
 - ア 景品協賛事業者から区へ景品を送付していただきます。（当選者へは区から郵送いたします。）
 - イ 区へお送りいただく送料は、景品協賛事業者にご負担いただきます。
- (2) 景品の提供時期は、以下のとおりとします。
 - ア 食品であれば令和5年1月10日から同月13日に区へ送付していただきます。
 - イ 食品以外は、景品が準備でき次第、令和5年1月13日までに送付していただきます。
- (3) 食品を取り扱う場合は、必ず密閉された状態の場合のみとし、賞味期限が令和5年1月13日から1か月以上あるものとします。
- (4) 当選者への発送は、当選後景品が準備でき次第、1月中にいたします。
- (5) 商品の余りや不良品等については、区と事業者の協議の上対応いたします。

8 協賛の手続等

協賛に関する手続等は、以下のとおりとします。

(1) 協賛申込方法

景品協賛事業者に登録しようとするときは、「北区成人の日記念式典事業景品協賛事業者登録申込書」（別記第1号様式。以下「申込書」といいます。）を、郵送、FAX又はEメールのいずれかの方法で区へ提出してください。

(2) 協賛申込の登録

区は、申込書の提出を受けたときは、速やかに内容を確認後、「北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録通知」(別記第2-1号様式)又は「北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録拒否通知」(別記第2-2号様式)を交付するものとします。

(3) 景品の数量等の決定

抽選において実際にご提供いただく景品の数量等は、登録された景品協賛事業者と区の協議により、令和4年11月18日までに決定するものとします。

9 協賛申込内容の変更の手続等

協賛申込内容の変更の手続等は、以下のとおりとします。

(1) 協賛申込内容の変更

- ア 申込内容を変更しようとするときは、「北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録内容変更届」(別記第3号様式。以下「変更届」といいます。)を区へ提出してください。
- イ 申込書の「申込者」に係る項目内容の変更については、変更内容が決定後速やかに変更届を提出してください。
- ウ 申込書の「協賛景品の内容」及び「写真データ」に係る項目内容の変更については、令和4年11月18日までに、変更届を提出してください。
- エ 写真データの変更は、変更届の提出後速やかに事業者名又は景品名とともに写真データを区へメールで送信ください。

(2) 変更届の受理

区は、協賛事業者から変更届の提出を受けたときは、内容を確認後、速やかに「北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録内容変更届受理通知」(別記第4号様式)を交付するとともに、ホームページ等の掲載内容を変更します。

10 協賛申込内容の辞退の手続等

協賛申込内容の辞退の手続等は、以下のとおりとします。

(1) 協賛申込内容の辞退

景品協賛事業者の登録を辞退しようとするときは、令和4年11月18日までに、「北区成人の日記念事業者登録辞退届」(別記第5号様式。以下「辞退届」といいます。)を区へ提出してください。

(2) 辞退届の受理

区は、協賛事業者から辞退届の提出を受けたときは、内容を確認後、速やかに「北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録辞退届受理通知」(別記第6号様式)を交付するとともに、ホームページ等の掲載内容を削除します。

11 登録の取消

以下のいずれかに該当する場合は、区は「北区成人の日記念事業景品協賛事業者等登録取消通知」(別記第7号様式)を交付し、景品協賛事業者又は協賛景品の登録を取り消すものとします。

- (1) 以下のいずれかに該当する者は、景品協賛事業者の登録を取り消します。
 - ア この要項に反する行為があったと認められる場合
 - イ 本事業の社会的信用を損なうおそれがあるなど、景品協賛事業者として不適切と認められる場合
 - ウ その他区が登録を取り消すことが必要と認める場合
- (2) 以下のいずれかに該当するものは、協賛景品の登録を取り消します。
 - ア 協賛景品の登録後、「6 協賛景品の登録(3)」のいずれかに該当すると認められる場合
 - イ その他区が登録を取り消すことが必要と認める場合

12 その他

この要項に規定されていない事項等に関しては、区と別途協議を行い設定します。

【申込書類提出及び問合せ先】

メール：s-g-renkei@city.kita.lg.jp

FAX:03-3900-1139

郵送：〒114-8546

東京都北区滝野川 2-52-10

生涯学習・学校地域連携課

北区教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課

電話：03-3908-9323

平日 8時30分-17時 (土日祝日、年末年始を除く)

申込日 年 月 日

東京都北区教育委員会宛て

事業者名.....
 代表者名.....
 担当者名.....
 担当者連絡先.....

北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録申込書

北区成人の日記念事業の抽選に係る景品協賛事業者の登録について、以下のとおり申し込めます。

申込者	事業者の名称			
	業 種 (該当欄に☑)	<input type="checkbox"/> 小売・卸売業	<input type="checkbox"/> 飲食業	<input type="checkbox"/> サービス業
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
	所在地	〒		
	電話番号		FAX番号	
	Eメール			
	店舗等HP			
	営業時間	時 分～ 時 分		
	定休日			
事業者紹介文 (200字程度)				

協賛景品の内容	景品名	
	景品紹介文 (200字程度)	
	提供可能数量	<p>() 件分</p> <p>※概ね税込 500 円相当以上の景品を 10 件以上提供をお願いします。</p> <p>※概ね税込 5,000 円相当以上の景品の場合は、別途区へご相談ください。</p> <p>※実際にご提供いただく数量は、令和 4 年 11 月 18 日までに協議のうえ決定させていただきます。</p>
写真データ	<p>※ホームページ等掲載用の事業者及び景品の写真データを事業者名及び景品名とともに下記メールアドレスに送信ください。</p> <p>s-g-renkei@city.kita.lg.jp</p>	
確認事項 □にチェック☑をお願いします。	<p><input type="checkbox"/> 以下 (1) ~ (3) の項目に該当しないことを誓約します。</p> <p>(1) 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者</p> <p>(2) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者</p> <p>(3) 成人の日のイメージを著しく阻害するおそれのある者</p>	

第 号
年 月 日

様

東京都北区教育委員会



北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録通知

この度は、北区成人の日記念事業景品協賛申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。以下のとおり景品協賛事業者として登録しましたので通知します。

記

景品協賛事業者	事業者の名称	
	業 種	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E メ ー ル	
	店 舗 等 H P	
	営 業 時 間	
	定 休 日	
協賛景品	景 品 名	
	提供可能数量	

※募集要項「11 登録の取消」のとおり、景品協賛事業者の登録を取り消す場合がありますのでご了承ください。

第 号
年 月 日

様

東京都北区教育委員会



北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録拒否通知

年 月 日付北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録申込書について、募集要項「3 景品協賛事業者の登録」及び「6 協賛景品の登録」に基づき、下記の理由により景品協賛事業者として登録することができないため通知します。

記

1 登録拒否理由

2 登録拒否内容

届出日 年 月 日

東京都北区教育委員会宛て

事業者名.....
 代表者名.....
 担当者名.....
 担当者連絡先.....

北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録内容変更届

北区成人の日記念事業景品協賛事業者として登録を受けていますが、以下のとおり登録内容の変更を届け出ます。

登録済の事業者の名称	
所在地	〒
変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更年月日	年 月 日

※事業者の名称、業種、所在地、電話番号、FAX番号、Eメール、店舗等HP、営業時間、定休日、事業者紹介文の変更については、変更内容が決定後速やかに変更届を提出してください。

※景品名、景品紹介文、提供可能数量、事業者及び景品の写真データの変更については、令和4年11月18日までに、変更届を提出してください。

※写真データの変更については、変更届の提出後速やかに下記メールアドレスへ事業者名又は景品名とともに送信ください。

[写真データ送信アドレス] s-g-renkei@city.kita.lg.jp

様

東京都北区教育委員会



北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録内容変更届受理通知

年 月 日付けで届出のあった北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録内容変更届について、以下のとおり受理しましたので通知します。

事業者の名称	
所在地	〒
変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更年月日	年 月 日

第5号様式

届出日 年 月 日

東京都北区教育委員会宛て

事業者名.....

代表者名.....

担当者名.....

担当者連絡先.....

北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録辞退届

北区成人の日記念事業景品協賛事業者として登録を受けていますが、以下のとおり登録の辞退を届け出ます。

登録済の事業者の名称	
所在地	〒
辞退理由	
辞退年月日	年 月 日 ※令和4年11月18日までの届出をお願いします。

第 号
年 月 日

様

東京都北区教育委員会



北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録辞退届受理通知

年 月 日付で届出のあった北区成人の日記念事業景品協賛事業者登録辞退届について、以下のとおり受理しましたので通知します。

事業者の名称	
所在地	〒
辞退理由	
辞退年月日	年 月 日

様

東京都北区教育委員会



北区成人の日記念事業景品協賛事業者等登録取消通知

募集要項「1.1 登録の取消」に基づき、以下のとおり登録を取り消しましたので通知します。

事業者の名称	
所在地	〒
取消理由	
取消内容	
取消年月日	年 月 日